

北部大阪都市計画事業  
佐井寺西土地区画整理審議会議事運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北部大阪都市計画事業佐井寺西土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）の議事運営に関し、必要な事項を定めるものである。

(審議会の招集)

第2条 審議会は吹田市長が招集し、招集の通知は文書をもって行う。

(会長及び会長代理)

第3条 審議会に、会長及び会長代理1人を置く。

2 会長及び会長代理は委員が互選する。

3 会長は審議회를代表し、議事その他の会務を総理する。

4 会長代理は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員の出欠、退席)

第4条 委員は、会議に出席できないとき、又は開会時刻に遅れて出席するときは、開会時刻までにその旨を会長に申し出なければならない。

2 委員は、会議の途中で退席するときは、その旨を会長に申し出なければならない。

(流会・休憩)

第5条 開会時刻後、相当の時間が経過しても、出席委員数が定足数に達しないときは、会長は流会を宣告する。

2 会議中に定足数を欠くに至ったときは、会長は休憩又は流会を宣告する。

(会議での発言)

第6条 会議における発言は、会長の許可を受けなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員の発言を止め、又はその順序を変更することができる。

(吹田市職員の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、吹田市の関係職員を会議に出席させ、議案の説明及び意見又は報告を求めることができる。

(採決)

第8条 会長は、採決の方法を求め、採決の結果を直ちに宣告する。

(会議の公開)

第9条 会議は原則として公開とする。ただし、吹田市情報公開条例第7条各号に掲げる情報を取り扱う場合を除く。

2 公開の方法は、別に定める傍聴内規による。

(議事録の作成)

第10条 会長は、会議の議事録を作成する。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議の日時及び開会、休憩、流会、閉会の時刻
- (2) 委員の出欠、遅参、早退
- (3) 会議に出席した吹田市職員の氏名
- (4) 会議に付した議案及びその採決
- (5) その他会長が必要と認める事項

3 議事録には、会長及び会長が指名する委員2人が署名する。

(議事録の保管)

第11条 議事録は、吹田市土木部地域整備推進室長に保管を委託する。

(議事録の閲覧)

第12条 委員は、議事録を閲覧することができる。

2 地区内の宅地について権利を有する者は、会長の承認を得て、公開された審議会の議事録を閲覧することができる。

(庶務)

第13条 本審議会の庶務事務は、吹田市が行う。

附 則

この規則は、令和3年8月23日から施行する。